

豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号。以下「条例」という。）第7条及び第8条の規定に基づき暴力団を利する行為を防止するため、豊中市が発注する契約から暴力団等の介入を排除する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設工事並びにこれに係る設計、監理、調査及び測量調査（航空測量を除く。以下同じ。）委託をいう。
- (2) 物品調達 物品の購入、修繕、借入れ、売払い及び製造並びに印刷の請負等をいう。
- (3) 委託業務 建設工事に係る設計、監理及び測量調査の委託業務を除く委託業務をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (7) 役員等 次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (8) 有資格者 豊中市の競争入札参加資格を有する事業者（その事業者を構成員とする共同企業体を含む。）及び小規模修繕参加登録業者をいう。
- (9) 建設工事審査会 豊中市建設工事請負業者審査会規程（昭和46年豊中市訓令第5号）により設置された豊中市建設工事請負業者審査会をいう。
- (10) 受注者 豊中市が発注する契約の相手方をいう。
- (11) 下請負人等 下請負人（再下請負以下の請負人を含む。以下この号において同じ。）及び受注者又は下請負人と資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者をいう。

第2章 建設工事の契約からの排除

(建設工事の入札参加除外措置等)

第3条 市長は、建設工事の有資格者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、同表に定める期間において、当該有資格者を建設工事から排除する措置（以下この章において「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、入札参加除外措置を行うに当たっては、あらかじめ建設工事審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、入札参加除外措置を行ったときは、当該有資格者に対しその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外措置を受けた有資格者の商号又は名称、所在地並びに当該入札参加除外措置の期間及び理由を公表するものとする。

(建設工事の入札参加除外措置の解除等)

第4条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間を経過した後、入札参加除外措置を行った有資格者（以下この章において「入札参加除外者」という。）から入札参加除外措置の解除の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

- (1) 別表の1の項に掲げる措置要件に該当する場合 入札参加除外措置の認定をした日の翌日から起算して2年
 - (2) 別表の2の項から7の項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する場合、入札参加除外措置の認定をした日の翌日から起算して1年
- 2 市長は、前項の規定による申出に係る入札参加除外者に対し、別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。
 - 3 市長は、第1項の規定による入札参加除外措置の解除を行うに当たっては、大阪府警察本部、大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署（以下これらを「大阪府警察本部等」という。）と協議するとともに、あらかじめ建設工事審査会の意見を聴かなければならない。
 - 4 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による入札参加除外措置の解除を行う場合について準用する。

(注意喚起)

第5条 市長は、この要綱の趣旨に照らして必要があると認めるときは建設工事の有資格者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による注意喚起を行う場合について準用する。
(登録取下げ者に対する規定等)

第5条の2 第3条及び第4条の規定は、登録取下げ者（条例第8条第1項第4号に規定する入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者をいう。以下同じ。）に準用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表各号の規定の適用については、これらの規定中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」とする。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、建設工事の一般競争入札を行うに当たっては、入札参加除外措置を受けた有資格者の入札参加資格を認めてはならない。

- 2 市長は、建設工事の一般競争入札を行うに際し、入札参加資格を認めた有資格者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該有資格者による入札を無効とし、当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、建設工事の指名競争入札を行うに当たっては、建設工事の入札参加除外措置を受けた有資格者を指名してはならない。

- 2 市長は、建設工事の指名競争入札において指名した有資格者が入札日（豊中市電子入札システムにより行う入札にあつては、入札期間の末日）までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消し、当該有資格者にその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、建設工事の指名競争入札において指名した有資格者が、入札後契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該有資格者による入札を無効とし、当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、建設工事の随意契約を行うに当たっては、次に掲げる者を当該随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の性質又は目的により特にやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 入札参加除外者

(2) 有資格者であるかどうかにかかわらず、大阪府警察本部等から別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

2 市長は、前項ただし書の規定により建設工事の随意契約を行うときは、あらかじめ建設工事審査会の意見を聴かなければならない。

(契約の解除)

第9条 市長は、建設工事の受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合に、当該建設工事の契約の解除ができるよう、契約書に暴力団等排除に関する規定を明記するものとする。

2 市長は、建設工事の受注者と下請負人等との契約の締結に当たっては、前項と同様の措置を講じるよう当該受注者に対し指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第9条の2 市長は、建設工事の受注者に対し、条例第8条第2項の規定により、当該建設工事の受注者及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、市に提出するよう求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した建設工事の受注者又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、建設工事審査会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書に違反した者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は豊中市暴力団排除条例施行規則（平成25年豊中市規則82号。以下「規則」という。）第2条第1項第5号に掲げる者のうちに暴力団員のある事業者が該当すると認められる場合、当該認定をした日から2年

(2) 規則第2条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合、当該認定をした日から1年

3 市長は、建設工事等の受注者が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その受注者と契約を締結しないよう取り扱うものとする。

(不当介入に対する措置)

第10条 市長は、建設工事の受注者が契約の履行に当たって、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨の報告を求めるとともに、所轄の警察署に届け出るよう指導しなければならない。

2 市長は、建設工事の受注者に対し、下請負人等が契約の履行に当たって不当介入を受けたときは前項の規定による報告及び警察署への届出を行うことを当該下請負人等に対し指導するよう求めるものとする。

3 市長は、建設工事の受注者が不当介入を受け、第1項の規定による報告及び警察署への届出が行われた場合であって、履行遅滞が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて契約期間の延長等の措置を行うものとする。

第3章 物品調達等の契約からの排除

(物品調達等の入札参加除外措置等)

第11条 市長は、物品調達、委託業務及び公有財産の売払い等（以下「物品調達等」という。）の有資格者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、同表に定める期間において、当該有資格業者を物品調達等から排除する措置（以下この章において「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、入札参加除外措置を行うに当たっては、あらかじめ第14条に定める豊中市物品調達等暴力団等排除措置審査会の意見を聴かなければならない。ただし、有資格者について、第3条第2項の規定により建設工事審査会の意見を聴いたときは、この限りでない。

3 第3条第3項及び第4項の規定は、入札参加除外措置を行ったときについて準用する。

(物品調達等の入札参加除外措置の解除等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間を経過した後、入札参加除外措置を行った有資格者（以下この章において「入札参加除外者」という。）から入札参加除外措置の解除の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

(1) 別表の1の項の措置要件に該当する場合 入札参加除外措置の認定をした日の翌日から起算して2年

(2) 別表の2の項から7の項までの措置要件のいずれかに該当する場合 入札参加除外措置の認定をした日の翌日から起算して1年

2 市長は、前項の規定による申出に係る入札参加除外者に対し、別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による入札参加除外措置の解除を行うに当たっては、大阪府警察本部等と協議するとともに、あらかじめ豊中市物品調達等暴力団等排除措置審査会の意見を聴かなければならない。

ただし、有資格業者について、第4条第3項の規定により、建設工事審査会の意見を聴いたときは、この限りでない。

4 第3条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による入札参加除外措置の解除を行う場合について準用する。

(注意喚起)

第13条 市長は、この要綱の趣旨に照らして必要があると認めるときは、物品調達等の有資格者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による注意喚起を行う場合について準用する。

(豊中市物品調達等暴力団等排除措置審査会)

第14条 入札参加除外措置に関する事項を調査審議するため、豊中市物品調達等暴力団等排除措置審査会（以下「物品暴排審査会」という。）を置く。

2 物品暴排審査会は、委員長、副委員長及び委員若干名で組織する。

3 委員長及び副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。この場合において委員長となる者は、総務部担当の副市長とする。

4 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部、財務部の部長並びに会計管理者

(2) 市立豊中病院事務局長、上下水道局経営部長及び教育委員会事務局長

(3) 入札参加除外措置要件に該当するおそれがあると認められる者が参加した物品調達等の手続きを所管する部の部長

5 物品暴排審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 委員長において、緊急を要する場合であって、物品暴排審査会を開催する暇がないと認めるときは、持ち回り審査をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、物品暴排審査会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(一般競争入札からの排除)

第15条 市長は、物品調達等の一般競争入札を行うに当たっては、入札参加除外措置を受けた有資格者の入札参加資格を認めてはならない。

2 市長は、有資格者でない者が参加する物品調達等の一般競争入札を行うに当たっては、有資格者

であるかどうかにかかわらず、大阪府警察本部等から別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者の参加を認めてはならない。

3 市長は、物品調達等の一般競争入札を行うに際し、入札参加資格を認めた有資格業者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該有資格者による入札を無効とし、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

4 市長は、物品調達等の一般競争入札を行うに際し、入札参加資格を認めた有資格者でない者が当該入札に係る契約の締結までの間に大阪府警察本部等から別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報等を受けたときは、当該者による入札を無効とし、当該者にその旨を通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第16条 市長は、物品調達等の指名競争入札を行うに当たっては、入札参加除外措置を受けた有資格者を指名してはならない。

2 市長は、物品調達等の指名競争入札において指名した有資格者が入札日までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消し、当該有資格者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、物品調達等の指名競争入札において指名した有資格者が、入札後契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、有資格者による入札を無効とし、当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第17条 市長は、物品調達等の随意契約を行うに当たっては、次に掲げる者を当該随意契約の相手方としてはならない。ただし、暴力団若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者の所有する土地等を買収し、収用し、又は使用する必要がある場合その他の当該契約の性質又は目的により特にやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 入札参加除外者

(2) 有資格者であるかどうかにかかわらず、大阪府警察本部等から別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者等

2 市長は、前項ただし書の規定により随意契約を行うときは、あらかじめ物品暴排審査会の意見を聴かなければならない。

(契約の解除)

第18条 物品調達等の契約を所管する所属長は、物品調達等の受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合に、当該物品調達等の契約の解除ができるよう契約書に暴力団排除に関する規定を明記するものとする。

2 物品調達等の契約を所管する所属長は、物品調達等の受注者と下請負人等との契約の締結に当たっては、前項と同様の措置を講じるよう受注者に対し指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第18条の2 市長は、物品調達等の受注者に対し、条例第8条第2項の規定により、当該物品調達等の受注者及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、市に提出するよう求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した物品調達等の受注者又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第11条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、物品暴排審査会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書に違反した者の商号又は名称、所在地 違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は豊中市暴力団排除条例施行規則（平成25年豊中市規則82号。以下「規則」という。）第2条第1項第5号に掲げる者のうちに暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合、当該認定をした日から2年

(2) 規則第2条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合、当該認定をした日から1年

3 市長は、物品調達等の受注者が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その受注者と契約を締結しないよう取り扱うものとする。

(不当介入に対する措置)

第19条 物品調達等の契約を所管する所属長は、物品調達等の受注者が契約の履行に当たって、不当介入を受けたときは、当該所属長への報告を求めるとともに、所轄の警察署に届け出るよう指導しなければならない。

2 市長は、物品調達等の受注者に対し、下請負人等が契約の履行に当たって不当介入を受けたときは、前項の規定による報告及び警察署への届出を行うことを当該下請負人等に対し指導するよう求めるものとする。

3 物品調達等の契約を所管する所属長は、前2項の報告があったときは、その旨を総務部契約検査課長に報告するものとする。

4 物品調達等の契約を所管する所属長は、物品調達等の受注者が不当介入を受け、第1項の規定による報告及び警察署への届出が行われた場合であって、履行遅滞が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて契約期間の延長等の措置を行うものとする。

第4章 雑則

(下請負等からの排除)

第20条 市長は、受注者が第8条第1項各号又は第17条第1項各号に掲げる者を下請負人等としないよう、当該受注者との契約の締結に当たり必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、受注者が第8条第1項各号又は第17条第1項各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるとき（別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときを除く。）は、当該受注者に対し、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(出資法人等への情報提供等)

第21条 市長は、第3条第1項又は第11条第1項の入札参加除外措置を行ったときは、出資法人（本市が基本金その他これに準ずるものの2分の1以上の額を出資している法人その他市長が指定するものをいう。以下同じ。）及び本市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その旨の情報を提供するほか、出資法人及び指定管理者が発注する契約から暴力団等の介入を排除するために必要な支援をすることができる。

(関係機関との連携)

第22条 市長は、この要綱の運用に当たっては、大阪府警察本部等との緊密な連携のもとに行うものとする。

(事務処理)

第23条 第2章、第3章（第14条、第18条及び第19条を除く。）及び第20条から前条までに係る事務並びに第14条に係る庶務は、総務部契約検査課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成24年2月1日から実施する。ただし、第9条、第10条、第18条及び第19条の規定は、この要綱の実施の日以後に入札公告又は入札参加通知をするものについて適用する。

2 豊中市建設工事暴力団対策措置要綱（平成6年4月1日制定）は、廃止する。

3 この要綱の実施の日前に前項の規定による廃止前の豊中市建設工事暴力団対策措置要綱の規定により行われた入札参加除外の措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の第9条の2及び第18条の2の規定は、この要綱の実施の日以後に入札、公告又は入札参加通知を行うものから適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年2月4日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から実施する。

別 表

	措置要件	期間
1	個人である有資格者及び法人である有資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日の翌日から起算して2年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2	有資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日の翌日から起算して1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
3	有資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4	有資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5	有資格者及びその役員等が、再委託契約、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その契約の相手方が有資格者であるかどうかにかかわらず、1の項から4の項までの措置要件のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	
6	有資格者及びその役員等が、1の項から4の項までの措置要件のいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（5の項の措置要件に該当する場合を除く。）に、市長が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	
7	1の項から6の項までの措置要件を除くほか、有資格者及びその役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき。	